② 共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、３者以内とする。）

(ｲ) 共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（(ﾊ)に該当する場合は、①(ﾛ)の条件を満たす者）

(ﾛ) 共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（(ﾊ)に該当する場合は、①(ﾛ)の条件を満たす者）

(ﾊ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ 当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ ①(ｲ)の条件を満たす者

(ﾆ) 本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年７月16日付震災復興推進役公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところにより、震災復興推進役から大船渡市大船渡駅周辺地区震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

⑹ 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺ 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、大船渡市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑻ 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑼ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽ 次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定すること。

① 本業務全般を管理する統括管理技術者

(ｲ) 建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。

(ﾛ) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

② 工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

(ｲ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

(ﾛ) 平成10年４月１日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、建設発生土等の運搬を伴う土木工事のうち元請けとして施工完了した工事の実績を有すること。

(ﾊ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑾ 次に掲げる基準を満たす技術者を各業務の請負契約締結に合わせて配置できること。なお、兼任は可とするが、設計業務に係る管理技術者及び照査技術者は兼任できない。また、常駐、専任ともに不要である。

① 測量業務に係る主任技術者　測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する者

② 地質調査に係る主任技術者　地質調査に関する知識を有する者

③ 設計業務に係る管理技術者及び照査技術者　下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者

(ｲ) 技術士（建設部門又は総合技術監理部門　建設）

(ﾛ) ＲＣＣＭ

(ﾊ) (ｲ)及び(ﾛ)と同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

④ その他関連法令で定める技術者等を必要な期間配置できること。

3　技術提案書に求める内容は以下のとおりとする。

⑴ マネジメントの執行体制及び実施方法

⑵ 早期・次期整備工事全体に係る施工手順の提案

⑶ 早期整備工事に係る施工計画の提案

4　価格交渉　技術提案書を提出した者と技術提案資料等に係るヒアリングを実施した後、技術提案書を特定し、優先交渉権者として価格交渉を行い、交渉が成立した場合に、後日見積合せを行う。交渉が成立しなかった場合は次点交渉権者と価格交渉を行い、以降交渉が成立するまで次順位の交渉権者と交渉を行う。

5　手続等

⑴ 担当支社等　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　経理チーム　清水　一広　電話019―604―3066　ＦＡＸ019―604―3028

⑵ 説明書の交付期間、場所及び方法　平成25年７月16日（火）から平成25年８月20日(火)まで　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　基盤工事チーム　大久保和之

⑶ 参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成25年７月30日午後５時00分　⑴に同じ。持参。

⑷ 技術提案書の提出期限、場所及び方法　平成25年８月20日午後５時00分　⑵に同じ。持参。

6　その他

⑴ 使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶ 契約書作成の要否　要

⑷ 関連情報を入手するための照会窓口　5⑴⑵に同じ。

⑸ ２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は２⑸②㈡に掲げる共同企業体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹ 詳細は業務説明書による。

7　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 41, 42

⑵ Subject matter of the contract : Integral work of construction and other related operations of earthquake disaster reconstruction project at Ofunatoeki District, Ofunato City.

⑶ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents : 5 : 00 P.M. (Local time), 30 July, 2013 (submit by mail not to be allowed)

⑷ Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. (Local time), 20 August, 2013 (submit by mail not to be allowed)

⑸ Contact point for tender documents : Kazuhiro Shimizu, Account Settlement Team, Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency, 1―7―25, Chuodori, Morioka City, Iwate Prefecture, Postal code : 020―0021, TEL 019―604―3066, FAX 019―604―3028